

生活保護制度

暮らしに困ったときは相談を

生活保護は、日本国憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしに困っている国民の誰もが利用できる制度です。「病気やけがなどで収入がない」、「働いても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医療費等に困っている方に対して、その不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護費は、国の決めた保護基準(最低生活費)と世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その足りない部分が支給されます。ただし、生活保護に優先して、世帯の状況に応じて次のような努力を行っていただくことになります。

○預貯金、不動産、生命保険などの資産を活用する

○健康状態や能力に応じて仕事を

○年金や各種手当など他の制度を活用する

相談窓口

深川地区、東砂6、8丁目、南砂、新砂、海の森・保護第一課(区役所2階24番)

☎(3645)3106

FAX(3647)4917

亀戸、大島、北砂、東砂1、5丁目、夢の島、新木場、若洲・保護第二課(大島4-5-1総合市民センター1階)

☎(3637)2707

FAX(3683)3722

福祉会館の「ご利用を」

料費がかかる場合あり
各福祉会館
その他施設

ご利用について

ご利用にあたって、入館票を作成します。健康保険証などの住所、氏名、生年月日が確認できるものをお持ちください。

場 左表のとおり

費 原則無料(事業により、材料費がかかる場合あり)

館名	電話・FAX番号	開館日・時間
古石場福祉会館 (古石場1-11-11)	☎3641-9531 FAX3641-9531	【開館日】 火～土曜、 第2・4日曜 (敬老の日以外の 祝日および年末年始は休館)
塩浜福祉会館 (塩浜2-5-20塩浜 プラザ2階)	☎3647-3901 FAX3647-1941	【開館時間】 9:00～17:00
東砂福祉会館 (東砂7-15-3)	☎3646-0461 FAX3648-9247	【開館日】 月～土曜、 第1・3・5日曜 (こどもの日・ 敬老の日以外の 祝日および年末 年始は休館)
東陽福祉会館 (東陽6-2-17高齢 者総合福祉セン ター1階)	☎3647-8180 FAX3647-8129	【開館時間】 9:00～19:00 (日曜、祝日の開 館日は18:00ま で)
千田福祉会館 (千田21-18)	☎3647-0108 FAX3647-0109	
亀戸福祉会館 (亀戸1-24-6)	☎3685-8208 FAX3683-4851	
大島福祉会館 (大島4-5-1総合 市民センター3 階)	☎3637-2581 FAX3637-2881	

※各館の事業、行事の情報は区ホームページまたは各館へお問い合わせください。

光化学スモッグへの注意を

発令・解除情報をメールでお知らせ

4月から9月にかけて、日差しが強くて気温が高く、風の弱い日は「光化学スモッグ」が発生しやすくなります。

自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線と光化学反応を起こし、光化学オキシダントを発生させます。光化学スモッグとは、この光化学オキシダントが空中に滞留して白くモヤがかかったようになる現象です。高濃度の光化学オキシダントは、目やのどの粘膜を刺激するので、目がチカチカする、のど

注意報が発令されたら

- 次のことにご注意ください。
- なるべく屋外に出ない
- 屋外での運動はひかえる
- 自動車の使用はひかえる
- 目またはのどに刺激を感じたときは、水道水で洗眼または

うがいをする

健康被害を受けたら

最寄りの保健所等に連絡・相談してください。

【月～金曜の午前8時半～午後5時】

- 保健所保健予防課
☎(3647)5879
FAX(3647)7068
- 城東保健相談所
☎(3637)6521
FAX(3637)6651
- 深川保健相談所
☎(3641)1181
FAX(3641)5557
- 深川南部保健相談所
☎(5632)2291
FAX(5632)2295

光化学スモッグの発令・解除

情報をメールでお知らせ

東京都環境局のホームページでは、都内各地の発令状況やオキシダント濃度等を公開しています。また、同ホームページからメールアドレスを登録した方には、光化学スモッグ注意報等のメールが配信されます(江東区の地域は区東部です)。ご活用ください。

東京都環境局ホームページ
https://www.kankyome.to.tokyo.lg.jp/

環境保全課調査係
☎(3647)6148
FAX(5617)5737

ゼロカーボンに向けた東京都の実現に向けて

1

区は、2050年までに温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量実質ゼロをめざしています。二酸化炭素の排出量の約6割は、国によれば、衣食住を中心とする日常生活によるものです。このコラムでは、日常生活における脱炭素行動と暮らしのメリット「ゼロカーボンアクション30」を紹介していきます。個人や企業でぜひ取り組んでください。

エネルギーを節約・転換しよう

- ①クールビズ・ウォームビズ
気候に合わせた過ごしやす
い服装と適切な室温・給湯器
の温度設定をする。光熱費の
節約と冷房の効き過ぎによる
体温調節機能の低下防止にな
ります。
- ②節水
歯磨きや洗いの時、水を
流しっぱなしにしない。
- ③節電
家電の使用時間を減らす。
モニター、照明器具の照度が
明る過ぎないように調整する。
④宅配サービスができるだけ
一回で受け取る
宅配ボックスや置き配、日
時指定の活用は、配達の人員、
輸送燃料を削減できます。
- ⑤省エネ家電の導入
省エネ性能の高いエアコン

一人ひとりの行動の積み重ねがゼロカーボンに

電力需給ひっ迫警報発令があった3月22日は、厳しい寒さと悪天候でしたが、家庭や職場などでの多くの方の節電の協力のおかげで停電が回避されました。一人ひとりの行動は積み重なって大きな効果となります。皆さんも始めてみてください。

温暖化対策環境調整係
☎(3647)6124
FAX(5617)5737

【Jアラートによる全国一斉情報伝達試験 5/18(水)11:00ごろ】

「これはJアラートのテストです」という内容を、防災行政無線放送をはじめ、さまざまな情報伝達手段で皆さんにお伝えする試験を実施します。詳細は、5/1号の区報や区ホームページをご確認ください。☎危機管理課危機管理係 ☎3647-9382、FAX3647-9651

凡例 時日時 場所 集集合 対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮縮切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール